



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年9月23日水曜日 第142号

◇ 目 次 ◇ 告 示

道路の区域変更（県道中島環状線）.....（中予地方局管理課）... 726
 道路の供用開始（県道猪伏西谷線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 726
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 726

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....（選挙管理委員会）... 727

告 示

○愛媛県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年9月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中島環状線	松山市熊田甲715番から 同市熊田甲714番2まで	旧	メートル 7.8~12.5	キロメートル 0.229	
			新	7.8~20.7	0.229	

○愛媛県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年9月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9466番2から 同字9478番3まで	令和2年9月23日

○愛媛県告示第1047号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年9月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年 月 日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
（般-27）第7291号	平成27年 9月4日	（株）愛電	吉見 正廣	大洲市野佐来1095-1	令和2年 8月5日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
（般-27）第8916号	平成27年 10月26日	（有）大森開発	大森 昭和	大洲市徳森2292-4	令和2年 8月25日	建築工事業	建設業の廃止 （一部）

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第38号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和2年9月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
岩城開発総合センター	省略		生名開発総合センター	越智郡上島町生名18番地	200
生名地域交流センター	越智郡上島町生名21番地4	130	岩城開発総合センター	省略	
魚島地域交流施設	越智郡上島町魚島1番耕地1362番地1	100	省略		
省略					